

公募実施の公示

令和6年3月1日

支出負担行為担当官

国土交通大学校長 頼 あゆみ

1. 公募内容

- (1) 件名 国土交通大学校一般乗用旅客自動車供給業務
- (2) 業務内容 仕様書による。
- (3) 公募期間 令和6年3月 1日～令和6年3月21日
- (4) 契約期間 令和6年4月 1日～令和7年3月31日

2. 応募要件

- (1) 参加申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間、国土交通大学校長から指名停止を受けていないこと。
- (2) 公募説明書等の交付を受けた者であること。
- (3) 別添「暴力団排除に関する誓約事項」により誓約した者であること。
- (4) 本件に関する参加条件をすべて満たしている者であること。
 - 1) 関東運輸局長から一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可並びに運賃及び料金の認可を受け、営業区域が「北多摩交通圏」であること。
 - 2) タクシー乗車券（任意様式）を無償で国土交通大学校に発行・納入することができること。また、乗車券の使用に係る事務手数料は無料であること。
 - 3) 当校が指定した場所、時間（指定のない場合は概ね10分以内）及び台数を配車出来る体制を有していること。
 - 4) 月毎の支払いが可能なこととし、翌月10日までに請求書を発行することができること。

3. 照会窓口

〒187-8520 東京都小平市喜平町2-2-1

国土交通省国土交通大学校 総務部 総務課 管財係

電話：042-321-1684（直通）

4. 公募等に関する質問の受付等

- (1) 提出期限：令和6年3月14日（木）15時00分
- (2) 提出場所：3. の照会窓口に同じ。
- (3) 提出方法：書面（任意様式）により、持参又は電子メールで提出すること。

- (4) 回答方法：令和6年3月18日（月）15時00分までに電子メールにより行う。

5. 応募方法

応募方法は次のとおりとする。なお、提出された書類について照会や補足を求められた場合には速やかに応じること。また、提出された書類は返却しない。

- (1) 提出期限：令和6年3月21日（木）15時00分
- (2) 提出書類：①参加申請書（別紙1）
②関東運輸局長からの認可書（営業区域：北多摩交通圏）の写し
③営業所の位置及び登録台数の分かる資料
④委任状（別紙2）※必要に応じて提出すること
- (3) 提出方法：3. の場所まで書類を持参又は郵送すること。
- (4) その他：上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加申請書は無効とする。

6. 参加申請書提出後の対応

支出負担行為担当官国土交通省国土交通大学校長が参加申請書等を確認し、参加資格を有すると認められる者がいた場合には、その全ての者との契約手続きに移行する。

7. 応募要件を満たさないとされた理由の説明

- (1) 参加申請書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
- (2) 支出負担行為担当官は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

8. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本公示に示した競争に参加する資格を有しない者及び応募要件に違反した者は無効とする。
- (3) 契約書の作成は必要とする。
- (4) 本手続は令和6年度政府予算案の成立を前提に実施するものであり、予算が成立しなかった等の場合には契約締結できない場合がある。

- (5) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (6) 関係情報を入手するための照会窓口は5. に同じ。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、参加申請書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している